

期日指定定期預金 商品説明書

2020年5月1日現在

商品名	期日指定定期預金
ご利用いただける方	個人のお客さま
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・払戻に関する期間の定め（満期日）があります。 ・最長3年 ・満期日は、この預金の全部または一部について、預入日の1年経過後から3年までの任意の日を指定いただくことができます。（ただし、満期日を変更するときはその1ヵ月前までにお申し出いただくことが必要です。） ・預入時のお申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	当行の国内本支店窓口のほか、当行のATMでもお預け入れできます。 100円以上300万円未満 1円単位
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・当行の国内本支店窓口（原則として取引店に限ります）で満期日以降に元金と利息を払い戻します。 ・預入日から1年経過後は、10,000円以上で一部払い戻しも可能です。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。（金利については店頭へお問い合わせください。） 満期日以後に一括して払い戻します。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割による計算で、1年毎の複利計算とします。
税金	源泉分離課税 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）
手数料	なし
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続扱いの場合は総合口座の担保とすることができます。 ・なお、貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率です。 ・マル優の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	据置期間（1年）以前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て。なお、中途解約利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。）により計算した利息とともに払い戻します。 ①預入期間が6ヵ月未満の場合……………解約日における普通預金利率 ②預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合……………2年以上の利率×20%
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・満期日の指定がない場合は、最長預入期限が満期日となります。
預金保険	預金保険の対象となります。 （1人あたり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。）

当行が契約している指定紛争解決機関は一般社団法人全国銀行協会です。
 連絡先 全国銀行協会相談室
 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772